

(保 80)

令和2年5月27日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

### 資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減少し資金繰りに苦慮する医療機関が増加しております。(独)福祉医療機構等への融資申込みが急増しており、6月以前の融資申請については資金交付までに最大で1月程度の時間を要する状況であります。

このため、厚生労働省では、融資が実施されるまでの間の資金繰り対策として、希望する医療機関に対して、6月下旬に、4月診療分の診療報酬が支払われる際に、加えて5月診療分の診療報酬の一部を概算前払いを実施する旨の連絡がありました。

希望する医療機関は6月5日までに、支払基金および国保連に所定様式を用いて申請する必要があります。(支払基金はオンライン申請も可)

また、概算前払いの額は令和元年12月から令和2年2月診療分の平均診療報酬支払額から4月診療分の診療報酬支払額を減じた額に10/8を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て)となり、概算前払いされた診療報酬は7月下旬に支払われる5月診療分の診療報酬が支払われる際に減額調整されます。

つきましては、実施要綱や厚生労働省作成のリーフレットを添付いたしますので、貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払いの実施について

(令和2年5月27日 保発第0527第2号 厚生労働省保険局長)

(別紙)

令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払実施要綱

別添1 概算前払申請書

別添2 概算前払額減額調整猶予申請書

2. 厚生労働省リーフレット

融資を利用する保険医療機関等の経営者の皆様へ

「5月診療分 診療報酬等の一部概算前払のご案内」

保発 0527 第 2 号  
令和 2 年 5 月 27 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長  
（ 公 印 省 略 ）

令和 2 年 5 月 診療分の診療報酬等の概算前払の実施について

新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関等について、（独）福祉医療機構、（株）日本政策金融公庫等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するため、今般、別紙のとおり「令和 2 年 5 月 診療分の診療報酬等の概算前払実施要綱」を定め、本日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、貴管下の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等に対して周知するようお願いする。